

別プロジェクトとの敷地重複のガイドライン

風力発電系統連系申込みにつきましては、プロジェクトに必要な用地が他のプロジェクトと重複しないように、地権者等に事前の確認のうえ申し込みをお願いしておりますが、敷地が重複する事態が発生した場合に備え、敷地重複のガイドラインを制定したため、お知らせいたします。

1 重複時の取扱い

- 事前審査により重複が判明した場合、以下のとおり取り扱う。
 - (1) 事前審査の結果、敷地が重複していると当社が判断した場合、対象事業者に対し、重複エリア及び同一エリアの申し込みのあった事業者を通知する。
 - (2) 重複エリアについては、当該年度の連系優先順位決定会における抽選結果により、上位プロジェクトが権利を得るものとし、下位プロジェクトについては、重複エリアにかかる風車は無効とする。また、地域枠・一般枠・研究教育枠の別枠のプロジェクトにおいて重複がある場合の優先順位は、①地域枠、②一般枠、③研究教育枠の順とする。
 - (3) 上記(2)の下位プロジェクトについては、風車位置・風車機種の変更は認めず、重複していないエリアのみの権利を有するものとする。
 - (4) 上記(2)の下位プロジェクトについては、重複していないエリアのみに変更した申込資料一式を再提出することとし、提出がない場合は失格とする

2. 重複エリアの判定基準

